

様式第3号（表面）

（日本産業規格A列4）

届出制手数料届出書

届出制手数料変更届出書

① 令和6年 月 日

厚生労働大臣 殿

かぶしがいいしや えいど

株式会社 エイド

（ふりがな）

だいはょうとりしまりやく さいとう ゆたか

②届出者 氏 名 代表取締役 齋藤 豊

職業安定法第32条の3第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。

記

③許 可 番 号	
（ふりがな）	かぶしがいいしや えいど
④氏 名 又 は 名 称	株式会社 エイド
⑤所 在 地 （ふりがな）	〒260-0021 電話 043（302）8001
	千葉県千葉市中央区新宿一丁目5番23号
⑥適用開始・変更予定日	令和 6 年 4 月 1 日
⑦届出・変更届出内容	株式会社 エイド 本店の手数料表 別紙手数料表のとおり
⑧備 考	職業紹介センター 担当 増田 修一 TEL：043-302-8004

様式例第3号-1 【一般登録型】

手数料表 ①

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<u>1,000円</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>30%(または500,000円)</u> 上記のうちどちらか高い方とする (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>30%(または500,000円)</u> 上記のうちどちらか高い方とする 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 *上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>30%(または500,000円)</u> 上記のうちどちらか高い方とする 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号

事業所の名称及び所在地 株式会社 エイド 本店

千葉県千葉市中央区新宿一丁目5番23号

様式例第3号-3 【再就職支援型】

手数料表 ②

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	着手金 <u>10,000円</u>
	相談・助言終了時 <u>30,000円</u>
	成功報酬 <u>50,000円</u>
	手数料負担者は 関係雇用主 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>30% (または500,000円)</u> 上記のうちどちらか高い方とする
	(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>30% (または500,000円)</u> 上記のうちどちらか高い方とする 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税が含まれておりません。別途加算となります。

許可番号

事業所の名称及び所在地 株式会社 エイド 本店

千葉県千葉市中央区新宿一丁目5番23号